

地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会における 検討方針について

(第 1 回地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会(平成 23 年 6 月 28 日開催)資料をもとに作成)

1. 地下水汚染の未然防止のための措置に係る検討事項

(1) 構造に関する検討事項

- ① 有害物質を取り扱う施設の設備本体に付帯する配管等は、例えば目視で確認できるよう床面から離して設置するか、漏えいを検知する設備を設ける等、漏えいがあった場合に漏えいを確認できる構造とする。
- ② 地下貯蔵設備等は、例えば可燃性液体の場合には、内側が鋼製、外側が強化プラスチック製の二重殻タンクにする等、有害物質の漏えいを防止できる材質及び構造とするか、漏えいを検知する設備を設ける等、漏えいがあった場合に漏えいを確認できる構造とする。
- ③ 有害物質を取り扱う施設設置場所の床面は、施設等から漏えいがあった場合でも、直ちに地下に浸透しないよう、例えばコンクリート製で表面を耐性のある材料で被覆する等、有害物質の地下浸透を防止できる材質および構造とする。
- ④ 有害物質を取り扱う施設設置場所の周囲は、有害物質が漏えいした場合でも、有害物質が周囲に流出して地下水汚染を引き起こさないよう、例えば液体が外側に流れ出るのを防止する防液堤を設ける等、流出を防止できる構造とする。
- ⑤ 排水溝や排水貯留設備等は、有害物質を含む汚水等が排水溝等から地下に浸透しないよう、例えば排水が漏れないコンクリート製とする等、有害物質の地下浸透を防止できる材質および構造とする。

(2) 点検・管理に関する検討事項

- ① 有害物質を取り扱う設備本体及びそれに付帯する配管等や設置場所の床の破損状況、排水系統の設備の破損状況、有害物質の漏えい状況、地下浸透の状況等について、定期的な点検及び検査を実施し、その記録を一定期間保存する。
- ② 点検等により異常が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずる。
- ③ 有害物質を取り扱う設備に係る作業や施設・設備の運転は、例えば有害物質の補給状況や設備の作動状況を確認する等、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行う。
- ④ 万一漏えいした場合には、当該漏えいした有害物質を適正に処分する。

2. 対象施設

- ① 改正された水質汚濁防止法により有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設が対象とされている。

※有害物質使用特定施設

有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設(水濁法第

2条第7項)。

※有害物質貯蔵指定施設

有害物質を貯蔵する指定施設であって、当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるもの(改正後の水濁法第5条第3項)。有害物質を貯蔵する施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設を定めることを検討中。

- ② 上記①以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所は対象としないが、地下水汚染の原因となり得る場所であることを事業者と都道府県等が情報共有することが重要であり、技術指針(案)、マニュアル(案)で留意事項等を取りまとめる。

3. 検討方法

- ① 既存の他法令、告示及び条例や事業者において作成した各種マニュアル、実際の取り組み状況等を踏まえ、構造等に関する基準と定期点検の内容を検討する。

(留意事項)

- 1) 既に講じられている事業者の地下水汚染の未然防止対策を十分に踏まえて決定する。
 - 2) 措置の具体的な内容は、既存施設における実施可能性にも配慮して定めること、業種や事業場毎に施設等の実態が異なること等を踏まえ、必要な性能を定めることを基本として検討する。
- ② 地下水汚染の未然防止に係る措置を適正に実施するため、自治体向けの「技術指針(案)」および事業者向けの「マニュアル(案)」を策定する。
 - ③ 構造等に関する基準とそれに応じた定期点検を組み合わせることにより、有害物質の漏えい・地下浸透を防止することについて検討する。
 - ④ 共通的な基準に加え、重金属、VOC等取り扱う有害物質の特性を踏まえて追加すべき事項がある場合には、その内容について検討する。
 - ⑤ 業種の特性を踏まえて追加すべき事項がある場合には、その内容について検討する。
 - ⑥ 適宜事業者へのヒアリング、現地視察を通して、既に講じられている地下水汚染の未然防止対策の実施状況を確認し参考とする。

これまでの検討会の開催状況及び今後の予定（案）

	主な検討内容（案）
第1回 6月28日(火) 10:00~12:00	検討会の設置について 既存の条例、マニュアル等の整理 今後の検討方針 今後の予定
第2回 7月15日(金) 14:00~17:00	現地ヒアリング調査の結果について 構造等に関する基準及び定期点検の内容の骨子について
第3回 7月26日(火) 14:00~17:00	構造等に関する基準及び定期点検の内容（素案）について 指導指針及びマニュアルの記述方針について
第4回 8月23日(火) 14:00~17:00	構造等に関する基準及び定期点検の内容のパブコメ（案）について 指導指針及びマニュアル素案について
第5回 9月13日(火) 14:00~17:00	構造等に関する基準及び定期点検の内容のパブコメ（案）について 指導指針及びマニュアル（案）ver.2について
第6回 (11月予定)	構造等に関する基準及び定期点検の内容（案）について 指導指針及びマニュアル（案）ver.3について
第7回 (12月予定)	指導指針及びマニュアル（案）について（最終確認）